指第２号

平成３１年４月１５日

介護保険事業所　管理者　様

高齢者福祉施設　管理者　様

山形市長　佐藤　孝弘

（公印省略）

感染症及び集団食中毒の発生時に係る報告について（通知）

　平素より、本市の介護保険事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

　従前は、感染症及び集団食中毒の発生時は、「介護サービス事業所における事故報告について」（平成３０年９月１９日長支第８７４号）により、介護サービス提供中の事故として、事故報告書での報告をお願いしておりました。

今般、山形市保健所より通知が発出されたことを受け、感染症及び集団食中毒の発生時の取り扱いは、下記の通りとします。

記

１　感染症及び集団食中毒の発生時に報告を要する基準について

　　従前の通りとします。

　　・同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間に２名以上発生した場合

・同一の感染症もしくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合

・上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※患者の人数は、同一敷地内のすべての施設を合計して算定する

２　感染症及び集団食中毒発生時の指導監査課への報告について

　　別添の、「（感染症）報告様式」フォルダ内の様式（山形市保健所が指定する様式と同じです。）により報告してください。

　　なお、山形市保健所が様式を指定しているのはインフルエンザ及び感染性胃腸炎だけですので、それ以外の感染症や集団食中毒が起きた場合は、任意の様式で、人数、症状、対応方法等を記載して提出してください。

　　従前は電話等での第一報及び事故報告書の提出を求めておりましたが、どちらも不要とします。

利用者の個人情報を記載しない様式となっておりますので、FAXでのご提出で結構です。

３　感染症及び集団食中毒発生時の報告先について

従前通り、指導監査課へは全ての事業所が報告してください。

以下のサービス種別の事業所は、併せて山形市保健所へも報告してください。

・小規模多機能型居宅介護

・認知症対応型共同生活介護

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・介護老人福祉施設

・介護老人保健施設

・短期入所生活介護

・養護老人ホーム

・軽費老人ホーム

・有料老人ホーム

・サービス付き高齢者向け住宅

　　なお、山形市保健所に報告する必要がないサービス種別の事業所も、山形市保健所に相談することは可能ですので、必要に応じてご相談ください。

問い合わせ先：福祉推進部指導監査課高齢福祉指導係（内線863）